

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 伊東 啓
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和6年4月3日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ケネディクス・オフィス投資法人
証券コード	8972
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー (State Street Global Advisors Trust Company)
住所又は本店所在地	米国 02210 マサチューセッツ州 ボストン アイロン・ストリート ワン (One Iron Street, Boston, Massachusetts 02210, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 伊東 啓
電話番号	03-6250-6200

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company)
住所又は本店所在地	米国 2111-2900 マサチューセッツ州 ボストン リンカーン・ストリート1 (1 Lincoln Street, Boston, Massachusetts 02111-2900, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 伊東 啓
電話番号	03-6250-6200

3【提出者(大量保有者) / 3】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・リミテッド (State Street Global Advisors Australia, Limited)
住所又は本店所在地	オーストラリア NSW2000 シドニー ジョージストリート 420 15階 (Level 15, 420 George Street, Sydney, NSW 2000, Australia)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 伊東 啓
電話番号	03-6250-6200

4【提出者(大量保有者) / 4】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	エスエスジーイー・ファンド・マネジメント (SSGA Funds Management, Inc.)
住所又は本店所在地	米国 02210 マサチューセッツ州 ボストン アイロン・スト リート ワン (One Iron Street, Boston, Massachusetts 02210, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 伊東 啓
電話番号	03-6250-6200

5【提出者(大量保有者) / 5】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ヨーロッパ・リミテッド (State Street Global Advisors Europe Limited)
住所又は本店所在地	アイルランド ダブリン2 サー・ジョン・ロジャース・キー78 (78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 伊東 啓
電話番号	03-6250-6200

6【提出者(大量保有者) / 6】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ (State Street Global Advisors Limited)
住所又は本店所在地	英国 E14 5HJ ロンドン カナリー・ワーフ チャーチル・プレイス20 (20 Churchill Place, Canary Wharf, London, E14 5HJ, United Kingdom)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 伊東 啓
電話番号	03-6250-6200

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年4月27日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者2は金融機関[]名(それぞれ「クライアント」という。)と法的契約を締結しており、それによって提出者2は(i)借入のために利用できるプールからクライアントより有価証券を借り入れ、(2)借り入れた有価証券を貸し付けることができる。クライアントに加えて、レンダーである金融機関が50名あり(DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP DFA INTL REAL ESTATE PORTFOLIO(本報告書の報告義務発生日時点で、提出者2に対する発行者の株券等の貸付残高は4,919口)を含む。)、提出者2は借り入れた有価証券を貸し付けることができる。提出者2が、有価証券の貸し付けの認められている契約に従い、有価証券を貸し付けることができる金融機関が5名ある。これらの契約は有価証券の数量を特に定めていない。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者2は金融機関7名(それぞれ「クライアント」という。)と法的契約を締結しており、それによって提出者2は(i)借入のために利用できるプールからクライアントより有価証券を借り入れ、(2)借り入れた有価証券を貸し付けることができる。クライアントに加えて、レンダーである金融機関が50名あり(DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP DFA INTL REAL ESTATE PORTFOLIO(本報告書の報告義務発生日時点で、提出者2に対する発行者の株券等の貸付残高は4,919口)を含む。)、提出者2は借り入れた有価証券を貸し付けることができる。提出者2が、有価証券の貸し付けの認められている契約に従い、有価証券を貸し付けることができる金融機関が5名ある。これらの契約は有価証券の数量を特に定めていない。